

人事行政の運営等の状況

「地方公務員法」及び「四国中央市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、平成 29 年度四国中央市人事行政の運営等の状況について公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 平成 29 年 4 月 1 日現在の職員数

平成 29 年 4 月 1 日付人事異動に関しては、新規職員 33 名、任期付職員 4 名を採用するとともに愛媛県（東京事務所及び若手職員の相互交流）、愛媛県後期高齢者医療広域連合や滞納整理機構への職員派遣、機構改革に伴う人事異動、年金支給開始年齢の引上げに伴う定年退職者再任用制度の本格運用により 10 名（短時間）を配置するなど、総数 363 名（組織再編等による発令、昇格者を含む。）の人事異動発令を行いました。昨年度同様「自己申告制度」や「人事評価制度」により、職員の意欲の向上と適材適所の人事配置を行うとともに、「勧奨退職制度」により組織の新陳代謝の促進に努めました。また、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間、東日本大震災における被災地への人的支援として、宮城県山元町へ 1 名を派遣しました。

(2) 平成 29 年度採用試験及び退職者数

平成 29 年度の職員採用試験については、昨年度と同様に人物評価を重視したコミュニケーション能力試験をそれぞれの職種に応じて行い、合格者 27 名（一般事務職 11 名、技術職 1 名、保健師 1 名、保育士・幼稚園教諭 8 名、言語聴覚士 1 名、学芸員 1 名、消防職 4 名）を採用予定者としてしました。

平成 29 年 4 月 1 日現在の職員数は 947 名ですが、年度内退職等の 44 名を減じ、平成 30 年 4 月 1 日付採用者等 30 名（新採 27 名 県警派遣 1 名 派遣期間満了 2 名）を加えると、平成 30 年 4 月 1 日現在の職員数は 933 名となりました。

(3) 部局別職員数及び定員適正化の状況

(単位:人)

区 分	H16. 4. 1		H26. 4. 1	H27. 4. 1	H28. 4. 1	H29. 4. 1	H30. 4. 1
議会事務局	12	・・・	7	7	7	7	8
市長部局	881		※681	※671	670	662	649
教育委員会事務局	144		99	103	97	98	99
選挙管理委員会事務局	4		2	2	2	2	2
監査委員事務局	3		3	3	3	3	3
公平委員会事務局	兼務 (1)		兼務 (1)	兼務 (1)	兼務 (1)	兼務 (1)	兼務 (1)
農業委員会事務局	9		6	6	6	6	6
水道局	75		45	43	39	40	37
消防本部・消防署	142		125	122	119	129	129
合 計	1, 270		968	957	943	947	933

※消防本部安全・危機管理課危機管理対策係への出向者を含みます。

2 職員の人事評価の状況

人事評価制度については、地方公務員法が改正され、平成 28 年 4 月より人事評価制度の導入による能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ることが求められております。当市ではこれまでも

職員の人材育成と職場内のコミュニケーションのツールとして、全職員に対し能力行動考課を実施していましたが、地方公務員法の改正を契機として、これまで以上に職員個人の能力や組織力の向上が図られるよう、人事評価制度を改め、勤勉手当や昇任、人事配置等に活用する新たな運用を行っております。

人事評価の結果については、所属長等評価者より本人へ面談を通じて通知しており、能力開発や評価の過程におけるコミュニケーション等を通じ、組織内の意識の共有化や組織パフォーマンスの向上に努めています。また、給与への反映として、人事評価結果に基づき勤勉手当の支給に係る成績率を決定するなど、職員のモチベーションの向上を目指しています。

3 職員の給与の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

●一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
四国中央市	43.4 歳	332,864 円	392,580 円	362,063 円
愛媛県	44.4 歳	335,862 円	426,548 円	368,410 円
国	43.6 歳	330,531 円	—	410,719 円
類似団体	41.8 歳	314,916 円	384,971 円	350,795 円

●技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
四国中央市	51.3 歳	325,617 円	335,870 円	330,867 円
愛媛県	52.0 歳	332,200 円	369,430 円	347,610 円
国	50.6 歳	286,833 円	—	328,360 円
類似団体	51.1 歳	309,081 円	340,921 円	326,053 円

(2) 職員の初任給の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区 分		四国中央市	愛媛県	国
一般行政職	大学卒	179,200 円	182,290 円	178,200 円
	高校卒	147,100 円	148,863 円	146,100 円
技能労務職	高校卒	—	140,099 円	—
	中学卒	—	124,432 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

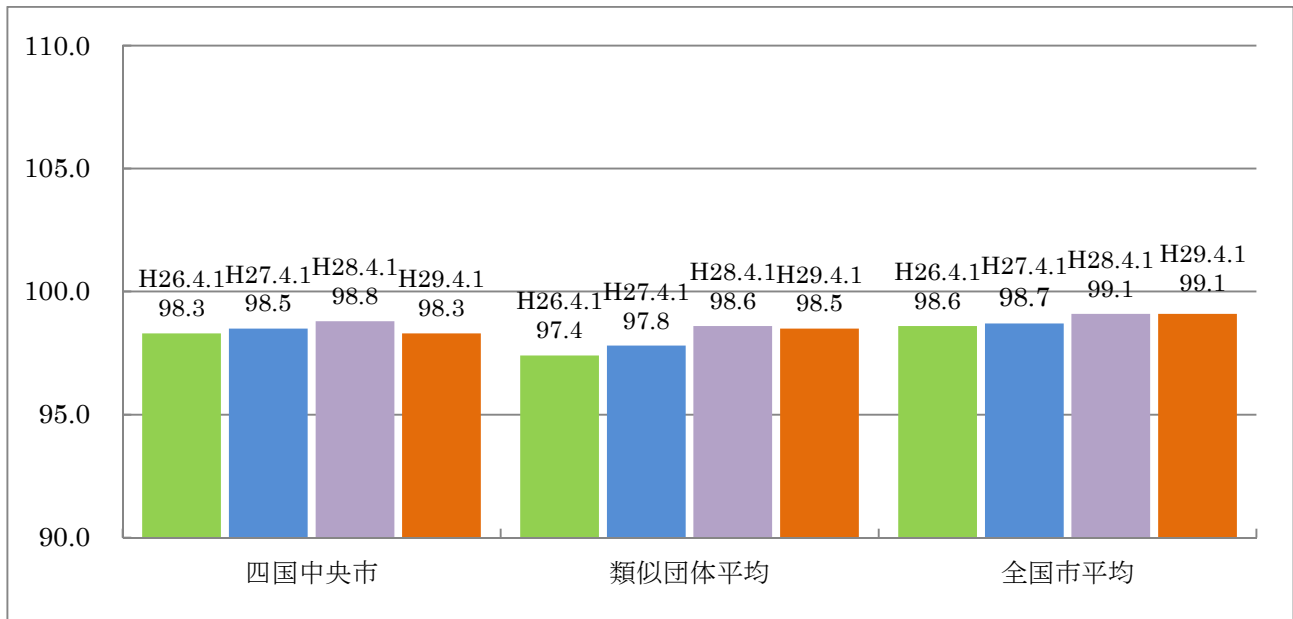
区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	259,920 円	351,700 円	376,500 円	395,094 円
	高校卒	220,325 円	314,600 円	345,600 円	375,240 円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—

(4) 特別職の報酬等の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区分		給料月額等	期末手当
給料	市長	950,000 円	平成 29 年度支給割合 3. 25 月分（加算 15%）
	副市長	700,000 円	
報酬	議長	481,000 円	
	副議長	424,000 円	
	議員	391,000 円	

(5) ラスパイレス指数の状況

当市の平成 29 年 4 月 1 日現在のラスパイレス指数は、98.3 となっています。



※ ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数のことです。

※ 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ 平成 25 年は、国家公務員の時限的な（2 年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値です。

(6) 給与に関する制度改正の状況

平成 29 年の人事院勧告では官民格差解消のため、4 年連続となる俸給表の引上げ勧告がなされました。本市においても同様に月例給については、平均 0.17% の引上げ改定を平成 29 年 4 月 1 日に遡って行いました。特別給については、0.1 月の支給月数の引上げを行い、あわせて初任給調整手当についても、国に準じて所要の改正措置を講じました。

また、平成 27 年度から実施の「給与制度の総合的見直し」においては、扶養手当の支給額について、近年の社会情勢の変化を踏まえ見直しが行われ、配偶者については他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額、子に係る手当額は引上げの勧告されたのを受け、増額の改正を行いました。

加えて、平成 23 年 4 月からの 55 歳を超える 6 級（課長相当職）以上の職員に対する「給料・管理職手当・期末勤勉手当」の 1.5% 減額支給措置及び平成 27 年 4 月からの給料月額減額改定に伴う経過措置（平成 27 年 3 月末日の給料月額の保障）を平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止する等、国に準じて所要の改正措置を行いました。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分（休憩時間12:00～13:00）、週38時間45分です。ただし、消防署、福祉施設等の交替制勤務職場に勤務する職員の勤務時間については、週38時間45分を原則として勤務時間の割り振りをしています。

(2) 休暇等の状況

休暇等の種類は、年次有給休暇、病気休暇、育児休業、介護休暇及び特別休暇（産前産後休暇、忌引、公民権行使、ドナー休暇、ボランティア休暇、結婚休暇、生理休暇、夏季休暇、子の看護休暇等）で、その取得状況は下表のとおりです。

○年次有給休暇

集計期間（H29.1.1～H29.12.31）

総付与日数	総取得日数	職員数（※注）	平均取得日数	消化率
33,535.0日	6975.5日	847名	8.2日	20.8%

※（注）一般職員（単純労務職員や交替制勤務職場に勤務する職員を除く）のうち、1年間を通して在職した職員数です。

○介護休暇

集計期間（H29.4.1～H30.3.31）

介護休暇を承認した職員数	介護休暇承認期間の内訳					
	1月以下	1月を超え 2月以下	2月を超え 3月以下	3月を超え 4月以下	4月を超え 5月以下	5月超え
1名	0名	0名	0名	0名	0名	1名

○育児休業

集計期間（H29.4.1～H30.3.31）

区 分	男性	女性
平成29年度中に新たに育児休業を取得した職員	0名	18名
育児休業の期間が前年度から引き続いている職員	0名	23名

○部分休業

集計期間（H29.4.1～H30.3.31）

区 分	男性	女性
平成29年度中に新たに部分休業を取得した職員	0名	1名
部分休業の期間が前年度から引き続いている職員	0名	7名

○病気休暇

集計期間（H29.4.1～H30.3.31）

区 分	のべ人数
平成29年度中に病気休暇を取得した職員	116名
病気休暇の期間が前年度から引き続いている職員	0名

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

区 分	免職	降任	病気休職	刑事休職
処分者数	0名	0名	10名	0名

※ 分限処分とは、職員がその職責を十分果たすことができない場合に、公務能率を維持するため、職員の意に反して行われる処分のことをいいます。

(2) 懲戒処分等の状況

区 分	免職	停職	減給	戒告
処分者数	0名	0名	0名	0名

※ 懲戒処分とは、職員の義務違反に対して任命権者が課する制裁であり、職員の道義的責任を明らかにすることにより地方公共団体の規律と秩序を維持するための処分です。

6 職員のサービスの状況

(1) サービス上の義務

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、常に全力を挙げて職務の遂行に専念しなければならないことになっています。職員に対しては、下表のとおりサービス上の様々な義務が課されています。

区 分	備 考
法令等及び職務命令に従う義務	職員は、職務を遂行するに当たって法令、条例等に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません。
信用失墜行為の禁止	職員は、職の信用を傷つけたり、職全体の不名誉となるような行為をしてはいけません。
秘密を守る義務	職員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはいけません。
職務に専念する義務	職員は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、勤務する地方公共団体が行うべき職務にのみ従事しなければなりません。
政治的行為の制限	職員は、政党結成への関与禁止等政治的行為が制限されています。
争議行為の禁止	職員の争議行為は禁止されています。
営利企業等の従事制限	職員は、許可を受けなければ、営利を目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事できません。

(2) 職務専念義務の免除

職務専念義務については、法律又は条例に規定がある場合に免除されることになっています。

消防団員として活動する場合、中学校等のスポーツ大会へ審判員等として参加する場合、人間ドック利用の場合等に職務専念義務を免除しています。

(3) 営利企業等の従事許可

職員は全体の奉仕者であり、職務専念義務を負うことから、任命権者の許可がある場合を除いては、営利を目的とする私企業等への従事は禁止されています。次のいずれかに該当する場合を除くほかは、営利企業等の従事許可をすることができます。

- | |
|--|
| (ア)職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合 |
| (イ)企業、事業又は事務が職務又は勤務する機関と密接な関係にあつて特別な利害関係を生ずるおそれがある場合 |
| (ウ)企業、事業又は事務の性質上これに従事することが公務員として適当でないと認められる場合 |

相続した不動産の管理する場合等に、営利企業等の従事許可をしています。平成29年度の許可件数は16件です。

7 職員の研修の状況

(ア) 集合研修

①階層別研修

新規任用職員と採用2・3・5・7年目の職員及び職位別に新たに昇格した新任主任・係長・課長補佐・課長を対象に経験年数や職位に応じたテーマで階層別研修を実施しました。

No.	研修名称等	研修実施日	研修実施場所	受講者数
1	新規任用職員研修			
	①前期研修	4月12日～14日	本庁舎4階会議室東他	28名
	②3市合同研修 (四国中央市・新居浜市・西条市)	5月25日～26日	マリパーク新居浜他	26名
	③後期研修	10月18日～19日	本庁舎4階会議室東他	32名
④育児実習	10月30日～12月8日	みしま乳児保育園・東保育園	21名	
2	挨拶運動(新規任用～3年目職員)	4月10日～3月5日	本庁舎他	36名
3	2年目職員研修 (発信力を高めるプレゼン研修)	10月12日	本庁舎4階会議室東	22名
4	3年目職員研修 (隊内生活体験研修)	11月21日～22日	陸上自衛隊松山駐屯地	16名
5	5年目職員研修 (霧の森接遇実地研修)	8月7日～10日	霧の森	17名
6	7年目職員研修 (キャリアデザイン研修)	11月2日	本庁舎4階会議室東	10名
7	新任主任研修	5月29日	保健センター2階研修室	26名
8	新任係長研修	4月26日	本庁舎4階会議室東	20名
9	新任課長補佐研修	4月27日	本庁舎4階会議室東	27名
10	新任課長研修(説明会)	4月13日	本庁舎5階第2委員会室	9名
11	新任課長研修	7月20日	本庁舎4階会議室西	9名
合計				299名

②専門研修

人事評価、メンタルヘルス、ホスピタリティー等の多様な専門的テーマについて、受講希望者や管理職を対象に専門研修を実施しました。

No.	研修名称等	研修実施日	研修実施場所	受講者数
1	人事評価(評価者)研修～期首目標設定編～	5月18日～19日	保健センター2階研修室	148名
2	メンタルヘルスセルフケア研修 (2回)	5月23日	福社会館4階多目的ホール	194名
3	メンタルヘルスラインケア研修 (2回)	7月18日	本庁舎4階会議室東	64名

No.	研修名称等	研修実施日	研修実施場所	受講者数
4	面接官養成研修	8月10日	本庁舎5階第2委員会室	10名
5	男性職員育児実習	9月4日～22日	みしま乳児保育園	4名
6	人事評価(評価者)研修～期末評価編～	11月29日・30日	保健センター2階研修室	108名
7	職員のためのヘルスアップ研修	1月25日	保健センター2階研修室	27名
8	市役所・(株)やまびこ合同研修会	2月26日	福祉会館4階多目的ホール	67名
合計				622名

(イ) 派遣研修

市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)、全国市町村国際文化研修所(国際文化アカデミー)、四国地方整備局研修所、愛媛県研修所等の外部の研修機関や団体等に延べ 39 名を派遣しました。

研修主催機関等	No.	研修名称等	研修実施日	研修実施場所	受講者数
市町村職員中央研修所	1	地域ビジネスによる地域活性化	5月22日～26日	市町村職員中央研修所 (千葉市)	1名
	2	固定資産税課税事務(土地)	5月30日～6月9日		1名
	3	固定資産税課税事務(家屋)	6月13日～23日		1名
	4	法令実務能力の向上B(応用)	11月7日～17日		1名
	小計				4名
全国市町村国際文化研修所	1	地方公営企業法の適用に向けた実務	7月5日～7日	全国市町村国際文化研修所 (大津市)	1名
	2	住民税課税事務	7月18日～28日		1名
	3	市町村議会事務局職員研修	10月10日～12日		1名
	4	法令実務B～法務の応用と実践～	10月10日～20日		1名
	小計				4名
愛媛県	1	部長級・次長級セミナー	10月12日	愛媛県美術館 (松山市)	2名
	2	課題解決創造力・実践力向上講座	6月19日	愛媛県研修所 (松山市)	1名
	3	地域経済分析システム(RESAS)活用講座	7月10日～11日		1名
	4	業務効率向上講座	7月24日～25日		1名
	5	女性職員ワークライフサポート講座	9月20日～21日		1名
	6	財務運営実務(財務書類作成・分析)講座	10月18日～19日		4名
	7	タイムマネジメント講座	12月14日～15日		1名

研修主催機関等	No.	研修名称等	研修実施日	研修実施場所	受講者数
	8	ファシリテーション講座	12月21日～22日		1名
	9	県・市町中堅職員研修	2月5日～8日		1名
	小計				13名
国土交通省 四国地方整備局	1	監督検査技術研修	5月15日～18日	国土交通省 四国地方整備局 研修所 (高松市)	1名
	2	道路構造物管理実務者研修 (橋梁初級Ⅰ)	6月12日～16日		2名
	小計				3名
四国地区 公務研修協 議会	1	四国自治体・中堅職員交流研修	7月31日～8月1日	香川県庁 (高松市)	3名
	小計				3名
その他	1	地域における男女共同参画 推進リーダー研修	6月7日～9日	埼玉県嵐山町	1名
	2	公文書管理法と個人情報保 護法及び情報公開法をめぐる 法実務と対応策	6月29日～30日	大阪市	1名
	3	公共施設等総合管理計画策 定後の発展上のポイントと 施設評価	7月12日～13日	名古屋市	1名
	4	女性地方公務員活躍推進実 務講習会	7月20日	東京都千代田区	1名
	5	デザイン・レイアウトセミ ナー	7月24日～25日	東京都千代田区	1名
	6	住民税セミナー(住民税・個 人住民税コース)	8月2日～4日	東京都中野区	1名
	7	地方公務員のための給与実 務入門	8月22日～23日	大阪市	1名
	8	改正民法の動向と地方自治 体の実務対応	9月26日～27日	大阪市	1名
	9	社会基盤メンテナンスエキ スパート養成講座	10月19日～25日 11月1日～2日 11月6日～10日	松山市	1名
	10	改正民法セミナー	10月27日	大阪市	1名
	11	資金運用入門研修	11月8日	大阪市	1名
	12	公認心理師現任者講習会	2月12日～16日	茨木市	1名
小計				12名	
合計					39名

(ウ) 公共的団体における自己啓発活動事業

地域社会において公益的なまちづくりを行っている公共的団体に職員を派遣し、会員との交流や情報交換を通じ、職員の資質向上を図ることを目的に創設した「公共的団体における自己啓発活

動事業」について、平成 30 年 2 月から公益社団法人法皇青年会議所に職員 1 名が加入し自己啓発に取り組みました。

(エ) 自主研修

①まちづくり出前講座

防災、高齢者福祉等の市政の様々なテーマについて市民への情報提供を行い、市政への理解浸透を図る「まちづくり出前講座」を通じ、講師を務める職員自らがより深く市政について学び、専門的知識や技能を身につけ説明能力を養成するなどの資質向上に繋がりました。

名称	講座総数	内開講講座数	年間延開講数	年間延受講者数
まちづくり出前講座	82講座	33講座	525回	15,348名

②インターンシップ事業（学生の就業体験受入れ）

学生の就業体験として 10 名を受け入れ、職員が学生の指導育成という経験を通じ、管理能力、指導能力等の資質向上に繋がりました。

学校種別	受入学生数	受入期間	受入先
大学	6名	8月7日～30日	総務課 市民交流課 発達支援課 観光交通課 生涯学習課 文化振興課
高等専門学校	1名	8月21日～25日	農業振興課
高等学校	3名	10月25日～26日	総務課 国体推進課 水道総務課
合計	10名		

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生及び健康管理

当市では、独自の職員互助組織は設置していません。地方公務員等共済組合法に基づく愛媛県市町村職員共済組合の各種事業（短期給付、長期給付、福祉事業等）及び愛媛県市町村職員互助会等の各種事業（給付事業、厚生事業等）の適用を受けています。

また、労働安全衛生法の規定に基づく健康診断及び保健師による健康相談等を実施しています。平成 29 年度の実績は下表のとおりです。

事業名	内 容	
定期健康診断	実施期間	平成 29 年 6 月～9 月末まで年 1 回 深夜業従事者：平成 30 年 3 月末まで年 2 回
	対 象	職員、嘱託・臨時職員（勤務時間数が週 20 時間以上で 1 年間勤務予定）
	契 約	宇摩医師会
	健診方法	個別健診
	受診者数	正規職員：延 379 名 嘱託・臨時職員等：延 547 名

事業名	内 容	
人間ドック等	実施期間	平成 29 年 6 月～平成 30 年 3 月末まで
	実施主体	愛媛県市町村職員共済組合・公立学校共済組合・全国健康保険協会
	対 象	各組合員・被保険者等
	健診方法	個別健診
	受診者数	733 名
健康相談	健診後保健指導：健診結果より、面接・電話等で個別に保健指導 162 回	
	メンタルヘルスの不調に関する相談 延 36 回	
	メンタル不調以外の健康相談 延 8 回	
	休職中職員を対象とした健康相談 延 30 回	
	職場復帰訓練中の健康相談 延 47 回	
	復職後健康相談 延 15 回	
	病気休暇取得後復帰時の健康相談 延 4 回	
	家族や医療機関等との相談・面談 延 45 回	
	新規採用職員の健康相談 28 回	
	産業医健康相談（職場復帰時・ストレスチェック結果等） 延 5 名	
カウンセリング事業	産業カウンセラーによるカウンセリング 延 48 回 （新規採用職員・2 年目職員・随時希望者）	
	臨床心理士によるカウンセリング（随時希望者） 延 69 回	
	県・市町連携メンタル相談室（精神科医・県保健師の相談）5 日実施 16 回	
ストレスチェック事業	実施期間	平成 29 年 8 月 16 日～9 月 6 日（年 1 回）
	対 象	定期職員健康診断の受診対象者と派遣職員
	受検人数	1,521 名（受検率 約 97%）
職場復帰訓練事業	利用者：3 名 延 47 回 職場復帰に向けての健康相談、訓練計画・判断会議等	
過重労働対策	産業医健康相談（時間外勤務時間数：月 100 時間以上） 延 24 回	
	保健師健康相談（時間外勤務時間数：3 カ月平均 60 時間以上） 延 29 回 毎週金曜日ノー残業デーの実施	
健康教育	セルフケア研修 日時：平成 29 年 5 月 23 日（火）①10:00～11:50 ②13:30～15:20 会場：福社会館 4 階多目的ホール 対象：全職員 講師：認定NPO法人 こころ塾 村松つね氏 内容：○働く人のストレスとその影響 ○うつ病予防に役立つストレス対処法等 参加者数：194 名	
	ラインケア研修 日時：平成 29 年 7 月 18 日（火）①9:30～11:50 ②13:30～15:50 会場：本庁舎 4 階会議室東 対象：管理職（課長補佐級以上職員） 講師：日本産業カウンセラー協会四国支部 石井真奈氏 内容：○『いつもと違う』部下への気づきと対応 ○部下のメンタルヘルスケア ○ラインケアの中で役立てたい“アンガーマネジメント”等 参加者数：64 名	

事業名	内容
	ヘルスアップ研修 日時：平成30年1月25日（木）13:30～15:15 会場：保健センター2階研修室 対象：全職員 講師：HITO病院 湯澤浩之医師・大宮久美子医師 内容：生活習慣病の予防と治療 参加者数：27名
衛生委員会	年3回開催
衛生委員会ニュース	インフォメーションによる健康情報の提供 12回
職場パトロール	市内の施設巡視
会議・研修会等への参加	県・市町メンタルヘルス対策連絡会等への参加 5回 愛媛産業保健セミナー等研修会への参加 1回

(2) 公務災害補償の概要

公務上又は通勤途上の災害により、負傷又は死亡した場合は、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。平成29年度の補償件数は下表のとおりです。

区分	傷病	死亡
公務災害	6件	0件
通勤災害	1件	0件

8 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、地方公務員法の規定に基づき給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができます。

年度当初係属件数	年度中要求件数
0件	0件

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、地方公務員法の規定に基づき懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申立てをすることができます。

年度当初係属件数	年度中申立て件数
0件	0件